

ご契約中のお客さまへ

平成 29 年 3 月 31 日時点で一般ガス供給約款及び選択約款にご加入いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成 29 年 4 月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。

対象契約種別

「小売供給（一般契約）約款」、「家庭用厨房・給湯・暖房契約」、「家庭用床暖房契約」、
「家庭用等ガスコージェネレーションシステム契約」、「家庭用空調契約」

変更のポイント

- ① 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ② ガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者（当社、導管部門）が別途定める契約条件に基づき、一般ガス導管事業者（当社、導管部門）に申し込みをしていただきます。
- ③ 原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定（一般ガス供給約款 23（2）③ただし書）を削除します。
- ④ ガス料金への充当を目的とするため、「保証金」の「利息」に関する記載（一般ガス供給約款 25（4）の利息に関する内容）を削除し、保証金に利息を付けないことを明記しました。
- ⑤ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。
尚、料金に関する変更は行っておりません。
※変更後の供給条件（約款）は当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。
（書面をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。）
- ⑥ 当社は、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします）
- ⑦ 各種約款の変更（契約期間の延伸を含みます）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。

※上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までにご連絡ください。ご説明にお伺いいたします。

都市ガス小売の全面自由化について

● 都市ガス小売全面自由化および供給地点特定番号のご説明

- ・ ガス事業法が改正され、平成 29 年 4 月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度となります。
- ・ これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります※。
※お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として最終保障供給の制度も併せて措置されています（改正ガス事業法第 51 条）。
- ・ 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。
- ・ 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」（17 桁）が設定されます。
- ・ 「供給地点特定番号」は、「ご使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。

当社は、都市ガス小売の全面自由化を大きなチャンスと捉え、お客さまにお喜びいただける新料金プランや新サービスを順次拡大していくべく精一杯努力してまいります。

今後とも、筑紫ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(注) なお、平成 29 年 4 月以降も引き続き、筑紫ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要です。

ご契約内容の概要について

■ 料金単価表

名称	適用条件	期間	区分		基本料金	基準単位料金
一般契約	なし	通年	A	0~24 m ³	739.80 円	218.60 円/m ³
			B	24 m ³ 超	2,131.47 円	160.61 円/m ³
家庭用厨房・給湯・暖房契約	厨房機器、給湯機器、暖房機器の全てにおいて家庭用でガスをご使用になるお客様向け。	その他の期間 5月検針 ~11月検針	A	0~24 m ³	739.80 円	218.60 円/m ³
			B	24 m ³ 超	2,131.47 円	160.61 円/m ³
		適用期間 12月検針 ~4月検針	A	0~24 m ³	739.80 円	218.60 円/m ³
			B	24 超~60 m ³	2,131.47 円	160.61 円/m ³
			C	60 m ³ 超	3,893.11 円	131.46 円/m ³
家庭用床暖房契約	ガスをエネルギー源とした温水式床暖房を家庭用としてご使用になるお客様向け。	その他の期間 5月検針 ~11月検針	A	0~24 m ³	739.80 円	218.60 円/m ³
			B	24 m ³ 超	2,131.47 円	160.61 円/m ³
		適用期間 12月検針 ~4月検針	—		3,780.00 円	93.39 円/m ³
家庭用等ガスコージェネレーションシステム契約	ガスコージェネレーションシステムを住宅でご使用になるお客様向け。	通年	—		2,916.00 円	79.75 円/m ³
家庭用空調契約	家庭用空調機器（冷凍能力22.4KW(6.4US.RT)以下のガスヒートポンプ方式およびガス吸収式の機器)を住宅でご使用になるお客様向け。	7月検針 ~9月検針	夏期		2,484.00 円	94.18 円/m ³
		10月検針 ~6月検針	夏期を除く期間		2,484.00 円	97.85 円/m ³

- 上記の料金は早取料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅取料金（3%割増）となります。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金の平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきます。
- 詳細は、当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。
（URL <http://www.chikushi-gas.co.jp>）

■ 契約変更時の取扱いについて

当社は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます（変更のポイントを参照ください）。

■ ガスの購入先を変更することに伴う解約の手続きについて

お客さまがガスの購入先を当社から他の都市ガス小売事業者に切り替える場合には、新たな都市ガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。

※引越しやLPガスへの切替等の理由により都市ガスの使用を終了する場合には、従来どおり当社にご連絡いただきます。

筑紫ガス株式会社

住所 筑紫野市紫2丁目12-10

【窓口】

筑紫ガスお客様サービス部 TEL : 092-923-3111

受付時間 8時30分～17時30分